

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）が実施した修学旅行において、災害等の発生により児童又は生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するために、やむを得ず追加で発生した経費を支援するため、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 修学旅行 学校教育法の規定による教育課程において学校が実施した当該学校の最高学年又は前期課程の最高学年の行事であって、交通費、宿泊費等の経費を児童等の保護者が負担するものをいう。
- (3) 追加経費 修学旅行の出発前には予定していなかった経費であって、災害等の発生により児童等の安全を確保するために、やむを得ず追加で発生した交通費、宿泊費等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、追加経費が生じることとなった修学旅行に参加していた児童等の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、追加経費として、補助対象者が旅行業者等から請求を受ける経費とする。ただし、修学旅行のために加入している保険等で追加経費に対する補償を受けた場合は、当該補償額を控除した額とする。

(交付申請等の委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該補助金の交付申請及び

請求に関する権限を、当該補助対象者に係る児童等が所属する学校の校長（以下「補助金受任者」という。）に委任するものとする。

- 2 前項の規定による委任は、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付申請等に係る委任状（第1号様式。以下「委任状」という。）を補助金受任者に提出することにより行うものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金受任者は、前条第2項の規定による委任状の提出を受けたときは、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類等を添付して、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る請求書の写しその他支出を証すべき書面
- (2) 出発前に作成された修学旅行の予定表
- (3) 修学旅行に参加していた当該学校に所属する児童等の名簿
- (4) 委任状
- (5) その他市長が必要と認める資料

- 2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該決定に係る補助金受任者に通知するものとする。

- 3 規則第14条に規定する額の確定の通知は、前項の通知をもってこれに代えるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を不相当と認めるときは、理由を付してその旨を当該決定に係る補助金受任者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助金受任者が当該補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するも

のとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金を交付すると決定した場合において、交付の決定後生じた特別の事情により、変更の必要が生じたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた補助金受任者は、当該補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付申請等に係る委任状

蒲 郡 市 長 様

（保護者）

住 所

氏 名

児童生徒氏名

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金の交付申請及び請求に関する権限を、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり委任します。

記

受任者

学校名	蒲郡市立
校長名	

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（補助金受任者）

学 校 名

校 長

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付申請書

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金の交付を受けたいので、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 追加経費が生じた理由
- 3 追加経費の内容

- 添付書類
- (1) 補助対象経費に係る請求書の写しその他支出を証すべき書面
 - (2) 出発前に作成された修学旅行の予定表
 - (3) 修学旅行に参加していた児童等の名簿
 - (4) 委任状
 - (5) その他市長が必要と認める資料

蒲 第 号

（補助金受任者）

学 校 名

校 長

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金については審査の結果、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金交付決定額 金 円

- 2 補助に付する条件は、別紙のとおりとする（条件を付する場合のみ）。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

(補助金受任者)

学 校 名

校 長

蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付請求書

年 月 日付け蒲 第 号で交付の決定を受けた
蒲郡市修学旅行における災害等に関する補助金の交付を受けたいので、蒲
郡市修学旅行における災害等に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定
により、下記のとおり請求します。

記

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

支 払 方 法	1	2	金融機関名・支店名	口座名義人 (フリガナ)	種目	口座番号
	窓 口 払	振 込			普通	